

②自営業等申告書

※保護者が記入

施設名	入所児童名(姓不要)		
保育所 認定こども園	1子)	2子)	3子)

※太枠内は、全て事業主が記入してください。

※太枠内は、 全て事業主が記入してください。	自営業・農業の場合	仕事の内容					
		就労場所					
		事業所得の申告の方法	確定申告（ 白色 ・ 青色 ） ・ 住民税申告 ・ 源泉徴収				
	事業主	氏 名	月平均 就労日数	1 日の就労時間		月平均実働時間	
			児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
			児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
			児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
			児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
	家族従事者	児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満		
		児童との続柄（ ）	日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満		
児童との続柄（ ）		日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満			
児童との続柄（ ）		日	午前 時 分～ 午後 時 分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満			
農業の場合	経営面積	田（ ）a	畑（ ）a	ハウス（ ）a			
	作物の種類	1	1	1			
		2	2	2			
		3	3	3			
家畜の飼養数	生産牛（ ）頭	肥育牛（ ）頭	搾乳牛（ ）頭				
	養鶏（ ）羽	養豚（ ）頭	その他（ ）				

高 原 町 長 宛
上記のとおり、申告します。
令和 年 月 日
事業主住所
事業主氏名

印

(TEL)

(注意)

- ※添付資料として、最新の確定申告書類や開業届等の写しの御提出をお願いします。
困難な場合は、第三者証明の提出等を求めることがあります。
※保育を必要とする認定には、月60時間以上の勤務が必要です。
※1か月の就労時間が120時間未満の場合には、原則短時間認定になります。
※不明な点は事業主に確認させていただく場合があります。
※証明内容に不正な事実が判明した場合は、入所を取り消す場合があります。
※就労状況が変更になった場合は、再度新たに提出してください。
※離職した場合は、必ず健康課子育て支援係に届け出てください。

②自営業等申告書

※保護者が記入

施設名	入所児童名(姓不要)		
たかはる 保育所 認定こども園	1子) はる	2子)	3子)

※太枠内は、
全て事業主が記入してください。

※太枠内は、 全て事業主が記入してください。	仕事の内容		畜産業			
	就労場所		高原町大字西麓889周辺			
	事業所得の申告の方法		確定申告(白色・青色)・住民税申告・源泉徴収			
	事業主 家族従事者	氏名	月平均 就労日数	1日の就労時間		月平均実働時間
		高原 太郎 児童との続柄(父)	30日	午前7時00分～午後18時00分	☒ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
		高原 花子 児童との続柄(母)	30日	午前8時00分～午後17時00分	☒ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
		児童との続柄()	日	午前時分～午後時分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
		児童との続柄()	日	午前時分～午後時分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満	
	児童との続柄()	日	午前時分～午後時分	☐ 120時間以上 ☐ 60時間以上 120時間未満		
	農業の場合	経営面積		田(50)a	畑(400)a	ハウス()a
作物の種類		1 水稻 2 飼料稲 3	1 イタリアン 2 飼料作物 3	1 2 3		
家畜の飼養数		生産牛(30)頭	肥育牛()頭	搾乳牛()頭		
		養鶏()羽	養豚()頭	その他()		

高原町長 殿

上記のとおり、申告します。

令和 7年 11月 4日

事業主住所 高原町大字西麓899番地

事業主氏名 高原 太郎

事業主の方の住所

氏名を記入してください。

日付・記入のないもの、印のないものは無効です。

高原

(TEL 0984-42-2111)

(注意)

※添付資料として、最新の確定申告書類や開業届等の写しの御提出をお願いします。
困難な場合は、第三者証明の提出等を求めることがあります。

※保育を必要とする認定には、月60時間以上の勤務が必要です。

※1か月の就労時間が120時間未満の場合には、原則短時間認定になります。

※不明な点は事業主に確認させていただく場合があります。

※証明内容に不正な事実が判明した場合は、入所を取り消す場合があります。

※就労状況が変更になった場合は、再度新たに提出してください。

※離職した場合は、必ず健康課子育て支援係に届け出てください。